



消防だより 119

令和4年10月25日

第62号

発行 沖永良部与論地区広域事務組合

編集 消 防 本 部 広 報 係

住所 大島郡知名町余多1319

TEL 93-0119 FAX 93-5184

2022年度 防火標語

『お出かけは マスク戸締まり 火の用心』



鹿児島県防災ヘリ「さつま」 合同訓練

	救 急	火 災
和 泊 町	184	3
知 名 町	241	1
与 論 町	218	1
計	643	5

(令和4年1月1日～9月30日)

主な内容

- 秋季全国火災予防運動
- 令和3年度決算報告
- 沖永良部与論地区広域事務組合議会
- 令和4年 出動、出場状況
- 消防署からのお知らせ
- 分遣所だより

令和4年 秋の全国火災予防運動

毎年11月9日から15日まで、全国一斉に秋の火災予防運動が実施されます。

この運動は、火災が発生しやすい時季を迎えるに当たり、火災予防思想の一層の普及を図り、もって火災の発生を防止し、高齢者を中心とする死者の発生を減少させるとともに、財産の損失を防ぐことを目的とします。



住宅用火災警報器の設置率

全国 84.0%
鹿児島県 90.7% (4位)
沖永良部与論地区管内 66.0%

() は設置率が高い都道府県順です。
沖永良部与論地区管内設置率は鹿児島県内で下位の方です。

住宅用火災警報器は設置していますか？

消防法が改正され、平成23年6月1日からすべての住宅に住宅用火災警報器の設置が義務付けられました。住宅用火災警報器は火災を早期に発見し、あなたや家族など大切な命を守ります。まだ設置されていないご家庭は早急に設置しましょう。

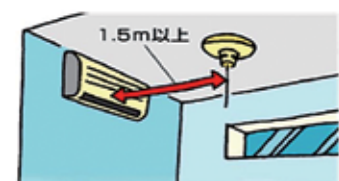
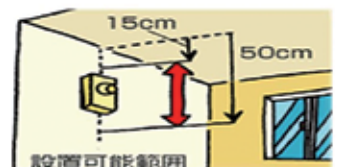
●主な設置場所

- ・寝室
- ・寝室がある階の階段部分
- ・7㎡（四畳半）以上の居室が5以上ある階には、廊下や階段に設置が必要



●住宅用火災警報器は、以下の位置に設けること

- ・天井に設置する場合、壁等から60cm以上離す。
- ・壁等に設置する場合は、天井から15cm以上50cm以内に設ける。
- ・エアコン等がある場合、1.5m以上離れた位置に設ける。



●住宅用火災警報器の点検・交換

点検は定期的に !!

- ・本体のボタンを押すか、付属のひもを引きます。
- ・正常な場合は、正常を知らせる音声や警報音になります。
- ・少なくとも年2回点検を行いましょう。

交換の目安は10年 !!

- ・設置してから10年以上の場合は交換をしましょう。
- （設置年数は、設置の時に記入した設置年月や交換時期で確認できます）

※近年、住宅用火災警報器の誤作動による誤報が多発しています。設置から10年以上経過している住宅用火災警報器は交換をしましょう。

令和3年度 決算報告

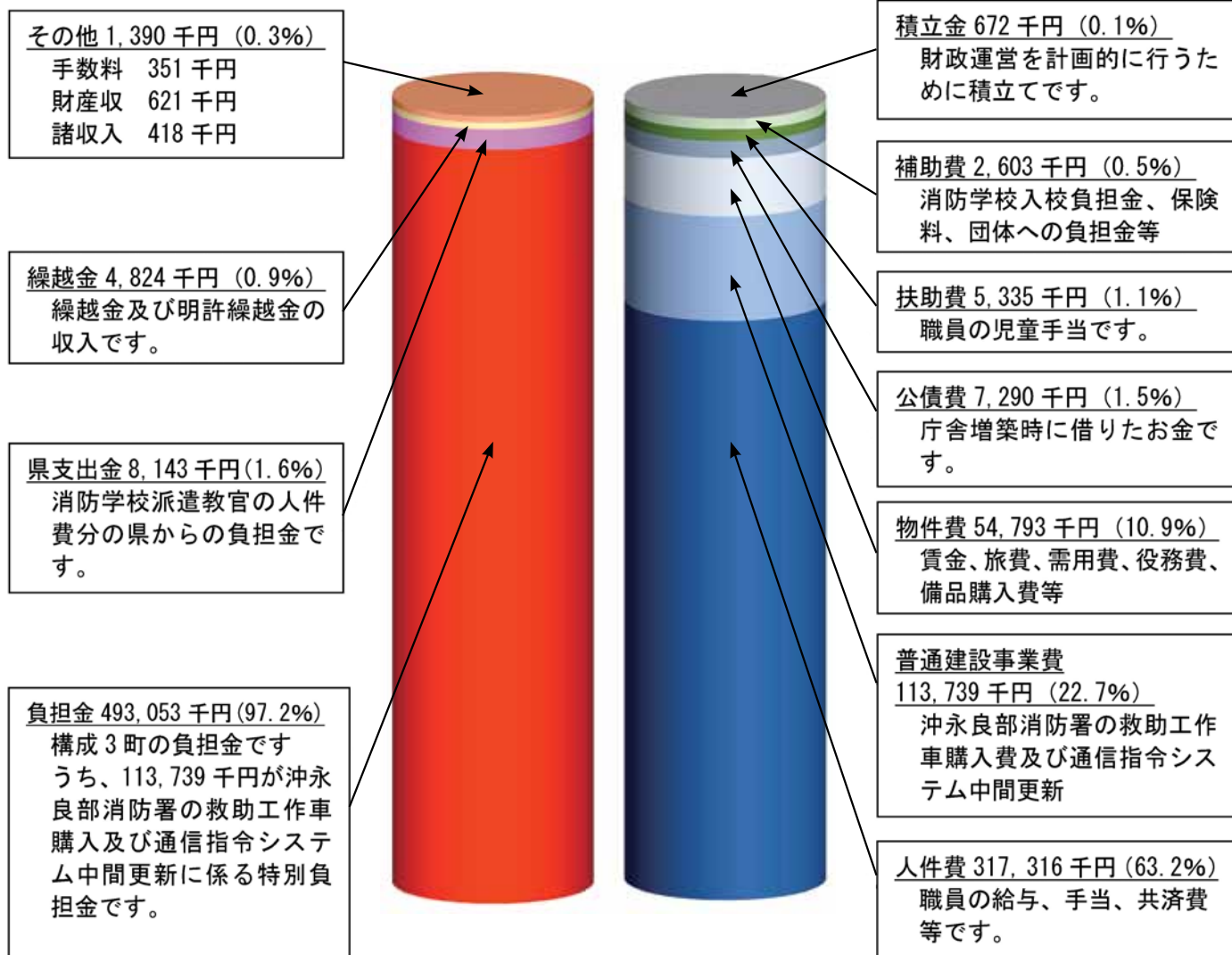
沖永良部与論地区広域事務組合

歳入

507,410 千円

歳出

501,748 千円



○実質収支に関する調書

区 分	金 額
歳 入 総 額	507,410 千円
歳 出 総 額	501,748 千円
歳入歳出差引額	5,662 千円
翌年度へ繰り越すべき財源	2,497 千円
実 質 収 支	3,165 千円

○構成町負担金内訳

消防費 428,394(千円)

町 名	普通負担金	特別負担金	構成比
和泊町	108,104	39,077	34.3%
知名町	106,577	38,524	33.9%
与論町	99,974	36,138	31.8%

※特別負担金(救助工作車、通信指令システム中間更新)
介護保険費 64,659(千円)

町 名	負担金	構成比
和泊町	23,267	36.0%
知名町	21,930	33.9%
与論町	19,462	30.1%

令和4年組合議会第1回定例会（3月開催）で審議された案件

議案番号	付 議 件 名	結 果
議案第1号	沖永良部与論地区広域事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正をする条例について	原案可決
議案第2号	沖永良部与論地区広域事務組合会計年度任用職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決
議案第3号	令和3年度沖永良部与論地区広域事務組合一般会計補正予算（第4号）	原案可決
議案第4号	令和4年度沖永良部与論地区広域事務組合一般会計予算	原案可決

【一般質問】

南有隆議員（与論町）
問 新型コロナウイルス陽性者の搬送状況について

答 管理者（今井知名町長） 新型コロナウイルス感染症患者については、保健所において移送業務を行うこととされているが、厚生労働省から消防庁への協力要請により本組合へも、徳之島保健所からの協力要請があります。令和2年4月1日移送に関する協定を結び、新型コロナウイルス感染症患者の移送業務に協力しています。搬送実績は、本署で島内搬送5件で14名搬送しております。分遣所は、島外搬送17回90名、島内搬送9回14名となっています。

問 職員が陽性者になった場合の対応について

答 管理者 当務の組替、本署・分遣所間の応援等を行い、人員を確保して、業務に支障のない態勢作りをしております。今後、感染症により多数の職員が出勤できなくなった場合を想定して、大島地区消防組合、徳之島地区消防組合、本組合の3組合で「体制維持のための相互応援協定」を令和4年3月1日付で締結し、非常時において隊員の相互派遣により、消防体制を維持できるよう連携を図りながら対応しています。

問 職員の増員について

答 管理者 現在職員数は41名となっています。発足当初から現在までに13名増員しています。職員不足については、承知していますが、増員には

多額の費用が必要となるので、今後、人口が減少する中慎重に検討する必要があります。従って現時点では、増員計画はありません。

喜山康三議員（与論町）

問 東南海地震を始め、広域同時多発の大災害の発生が懸念されている。このような災害にどのような対策検討を進めているか。

答 管理者 組合の警防規定により、危険度に応じ非常警戒、非常招集を発令し対応をしています。通信が遮断する事も想定されるので、「災害の発生を認知した時、またはその恐れのあることを察知した時は、自ずから召集下命を待つことなく参集しなければならない。」と定めております。指令台については、停電時の対応として、非常電源・無停電装置により対応し、長期に渡る停電時には、自家発電装置を配備し、その機能を維持することが可能となっています。消防署全システム遮断時には、無給電受付装置により119番通報を受理出来る設備となっており、その運用訓練も月に一度実施しています。また、外部との通信手段については、県より貸与されている衛星携帯電話により対応することとしています。

問 出張における抜港、欠航等が起きた場合、出張費の扱い交通費等々ほどの様な扱いになるのか

答 管理者 旅費条例第7条の規定により計算し、精算します。

令和四年出動・出場状況

火災

前年に比べると、火災件数は減少しています。これからの季節、空気が乾燥し、火災が発生しやすい気象状況が続きます。たばこの後始末や、コンロの消し忘れなどには十分注意しましょう。

枯れ草焼きなどの火入れを行う際には、消防署へ届け出るとともに、消火の準備をして、多人数で行いましょう。また、消火するまで、その場を離れないようにし、夕暮れ時や、風の強い日には行わないようにしましょう。

管内において、まだ住宅用火災警報器を設置されていないご家庭がみられます。設置されていないご家庭は、早めの設置をお願いします。

救助

前年に比べ、救助件数は減少しています。が、その内訳を見ると、管内では特に交通事故による事故が多く見られます。

車の運転をする際は、周囲の安全確認を確実にし、夕暮れ時は、早めにライトを点灯しましょう。歩行者は、夕暮れ時や夜間は、明るい色の服装と夜光反射材を着用しましょう。

管内では、農繁期を迎え、農業用機械を扱う機会が増えます。事前に機械の点検を行い、ゆとりを持って安全に作業を行いましょう。また、1人での作業はしないようにしましょう。

救急

前年に比べ、救急件数は増加しています。救急車は、出場要請が入ると、法律で決められた範囲内の速度で救急現場へと向かいます。一分一秒でも早く、傷病者の元へ行けるようにするため、救急車が近づいて来たら運転手のみなさんは道路の隅に安全に停車するなどして進路を譲ってください。また、傷病者の容態によっては、振動などを避けるため、速度を落として病院まで搬送する事もあります。皆様のご理解とご協力をお願いします。

一月一日～九月三十日

火災件数

事故種別 町別	建物	車両	その他	合計
和泊町	2	0	1	3
知名町	1	0	0	1
与論町	0	1	0	1
合計	3	1	1	5

救助件数

事故種別 町別	交通事故	水難事故	その他の事故	合計
和泊町	0	1	0	1
知名町	2	0	1	3
与論町	1	2	1	4
合計	3	3	2	8

救急件数

事故種別 町別		火 災	水 難	交 通	労働災害	運動競技	一般負傷	加 害	自損行為	急 病	転 院	その他	合 計
和泊町	出場件数	0	1	12	1	4	40	0	1	116	5	4	184
	搬送人員	0	1	11	1	4	38	0	0	114	5	0	174
知名町	出場件数	0	0	5	5	6	43	0	0	151	24	7	241
	搬送人員	0	0	4	4	6	39	0	0	146	24	1	224
与論町	出場件数	0	3	8	3	3	22	1	4	158	14	2	218
	搬送人員	0	3	7	3	3	22	1	2	151	14	0	206
合 計	出場件数	0	4	25	9	13	105	1	5	425	43	13	643
	搬送人員	0	4	22	8	13	99	1	2	411	43	1	604

新型コロナウイルス感染予防について

1 番大切なのは感染しないこと !!

全国で猛威をふるう新型コロナウイルスですが、沖永良部与論地区広域事務組合管内でも感染が発生しています。

今後新型コロナウイルスだけでなくインフルエンザの流行も懸念されます。新型コロナウイルスやインフルエンザは症状が似ており、鑑別には検査を行うことがもっとも有効です。

新型コロナウイルスやインフルエンザに感染しないために感染対策を実施しましょう。



感染対策予防

①手洗い・うがい

(手洗い、うがいはこまめに行いましょう。手洗いはアルコール消毒もできれば◎)

②マスクの着用

(不要な外出は控え、外出時にはマスクの着用を行う。マスクも清潔にしておく。)

③換気を行う

(職場等の換気30分に1回数分間窓を開ける。窓を開けられない場合は換気扇を活用する。)

④ソーシャルディスタンスを保つ

(人との距離は2m以上離す。)

現在3町で水際対策を実施していますが、ウイルス感染の危険性はどこに潜んでいるか分かりません。自分の身は自分で守る! その心掛けが家族や友人など大切な人を守ることに繋がります。

収束の目処がたっていませんが、一人一人が意識して感染予防に取り組みましょう。

新型コロナウイルスに感染している可能性がある場合は、

徳之島保健所 (0997-82-0149) へ連絡し今後の対応について相談をしましょう。

「1人1人の心がけがワンチーム」

救助工作車を新しく更新しました!!



令和4年1月に沖永良部消防署に新たに救助工作車が導入されました。救助工作車は、救助活動などの災害に備えて特殊な資機材などを積載し、救助現場などで活躍する車両です。

車両のシャッターデザインは、和泊町・知名町マスコットの「リリリー」、「ちなボー」を消防用にアレンジし中央には、沖永良部島の形をモチーフに救助工作車で沖永良部島を守っていることを表現しました。

新たに導入された救助工作車で、あらゆる災害において地域住民の生命・身体・財産を守り安心、安全な町づくりのため消防任務に遂行してきたいと思います。





分遣所だより

令和3年10月7日の午前7時頃、与論町那間で発生した建物火災で川田光雄さんと林和幸さんが協力して初期消火を行い、被害を最小限に抑えました。消防隊が到着時、火はほとんど消し止められた状態で、もし、この火災で初期消火が行われず、延焼した場合、その被害は甚大であったと予想されます。

2人の冷静で勇気ある行動に対して令和4年3月7日に与論町役場において感謝状の授与式が行われました。

※ 川田光雄さん(前列左から2番目)、林和幸さん(前列左から3番目)

沖与地区消防から県下一周駅伝 初出場！



分遣所での激励会の様子



弟、穂垂から兄、三穂への襷リレー

令和4年2月19日～23日の5日間、第69回鹿児島県下一周駅伝大会に大島代表として与論分遣所の石峯三穂君が出場しました。

日々の消防業務をこなしながら、休憩時間や、休日にトレーニングを積み重ねた大会に初出場し、5日間で3回の出走を果たしました。(総走行距離35.5km)

今回の出場を活力に、より一層消防業務とトレーニングに励み、命と駅伝の“襷”を繋げられるように今後も頑張りますので、応援よろしくお願いします。

本号に関するご意見ご要望又は、消防に関する相談などがありましたら消防署・分遣所へお寄せください。

沖永良部消防署 TEL 93-0119 FAX 93-5184

E-mail: okiyo-shoubou@vega.ocn.ne.jp (消防署)

与論分遣所 TEL 97-0119 FAX 97-2811

E-mail: yoronshoubou@aioros.ocn.ne.jp (分遣所)

ホームページ URL <https://www.okiyofd.jp>

